

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が 0.15%と低いが、その要因について主要な手続(*1) 毎にご説明いただきたい。 (*1) 漁業法関係の手続は少なくとも含めてください。なお、要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2) を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しくください。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しくください。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しくください) (*2) 削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

【回 答】

①（農林水産省の取組状況）

農林水産省における営業の許可・認可に係る手続は4手続となっており、漁業法の都道府県知事の漁業の許可が農林水産省の総コストの約98%を占めている（別添参照）。

（都道府県知事の漁業の許可について）

平成30年3月及び同年10月に都道府県の担当者に対し、行政コストの削減の要請を行った。その後、状況を把握するため、平成31年1月に取組初年度の作業時間の調査対象県に対し調査を行うとともに、水産庁が要請したが、都道府県担当者の理解が進まなかったため、調査対象県において行政コストの削減取組（電子メールを利用した申請等の事前相談等）が導入されず、行政手続コストの削減がみられなかった。

② 平成31年1月の調査結果を踏まえ、本年4月、8月、11月及び12月に都道府県に改めて行政コストの削減の要請を実施し、都道府県担当者の理解の醸成が図られた。

この度、調査対象県に対しヒアリング調査を実施したところ、

- （1） 申請等の事前相談をメールで行うこと
- （2） 申請書の電子ファイルをウェブサイトで掲載すること
- （3） 添付書類にあっては、都道府県で把握可能な情報である漁船登録原簿の提出を不要としたこと

などの取組が確認でき、これらの結果、23%の削減が見込まれることとなった。

③ 現時点では行政手続コストの2割削減は達成できており、今後作業時間が増加する要因がないことから、2020年3月までに目標達成することは可能であると考えます。

## (参考)

- 取組初年度           120 時間 (15 日間)  
  (内訳)
  - ・ 申請書作成に係る事前相談   80 時間 (10 日間)
  - ・ 申請書の作成           32 時間 (4 日間)
  - ・ 申請書の提出           8 時間 (1 日間)
  
- 令和元年度           92 時間 (11.5 日間) [23%減少]  
  (内訳)
  - ・ 申請書作成に係る事前相談   60 時間 (7.5 日間)
  - ・ 申請書の作成           24 時間 (3 日間)
  - ・ 申請書の提出           8 時間 (1 日間)